

## 稲門合気道会 傷害救援基金の設定、管理及び処分に関する規程

### 第1条（目的）

本規程は、稲門合気道会慶弔規程第6条に基づき、合気道部活動（正規の稽古、合宿、大会参加、ただし往復途上は含まない）中の不慮の事故によって、早稲田大学合気道部役員（部長・師範・監督・コーチ等）及び現役部員が被った傷害に対して、必要な経済的な支援を目的として傷害救援基金（以下、「本基金」という。）を設立し、平素合気道部がのびやかに活動できる環境作りの一助とすることを目的とする。

### 第2条（対象資産）

本基金の対象とする資産は、総会で定める。

### 第3条（繰入額）

本基金への当初繰入額は200万円とし、その後の繰入額は、第5条の運用益及び第6条の補てん額を勘案し、予算で定め総会の承認を得る。

### 第4条（管理）

本基金に係る資産は、金融機関への預金その他の内から最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### 第5条（運用益金の処理）

本基金の運用から生じる収益は、基金に組み入れる。

### 第6条（処分・取崩・使用）

本基金は、第1条の目的に充てるものとし、合気道部長（部長に事故ある時は監督）の要請に基づき、常任幹事会の議決により会長が取崩額（使用額）を決定する。

### 第7条（資金の補てん）

本基金を取り崩した際の補てん額は、予算で定め総会の承認を得る。

### 第8条（委任）

この規定に定めるもののほか、本基金の管理及び使用に関し必要な事項は、会長が常任幹事会の意見を参酌して決定する。

### 付則

この規定は、総会の承認を受けた日（平成27年5月16日）から施行する。